

知事メッセージ

- 1 姫路市の養鶏（家きん）農場において発生がありました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。
- 2 本県の養鶏（家きん）農場において本病の疑似患畜が発生したことは、誠に残念ではありますが、農林水産省等関係機関と連携し、家畜伝染病予防法に基づくまん延防止措置に万全を期して参ります。
- 3 当該農場においては、同居家きんの殺処分及び殺処分後の焼却処分並びに農場消毒等を実施し、加えて、消毒ポイントを設置するなど、周辺の対策に万全を期して参ります。
- 4 また、本県の家きん飼養農場にあつては、①異常家きん発見時の早期通報、②家きん舎のチェック等飼養管理、③消毒など、最大限の防疫対策について、改めて徹底をお願いいたします。
- 5 なお、仮に食品（鶏卵、鶏肉）を食べたとしても、これにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することはありませんので、消費者の皆様にはご理解くださいますようお願いいたします。